

2004年8月24日

中央環境審議会  
総合政策・地球環境合同部会  
施策総合企画小委員会  
委員長 森嶋 昭夫 殿

委員 永里 善彦

## 「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する中間とりまとめ（素案）」 に関する意見

今回のとりまとめは「まず、温暖化対策税導入ありき」の考え方が前面に出されており、かなり強引な論理の展開が随所に存在しております。

本委員会は、基本的に客観的な立場で温暖化対策税を評価すべきであると考えますと、本素案は、非常に偏った意見の取りまとめになっているといわざるを得ません。より中立な立場に立った記述をお願いいたします。

### 記

（訂正を希望する点）

#### ●（5頁：4行目～）

「そして経済的手法のうち、温暖化対策税制については、様々な課題の指摘があるものの、追加的対策として有力な手段であると考えられるとした」という表現があるが、この表現では地球環境部会の中間とりまとめのうち、「追加的対策として有力な手段であると考えられる」ことに重点がおかれ、「様々な課題の指摘がある」ことが軽くあつかわれており、妥当な表現への変更をお願いする。

#### ●（6頁：13行目～）

「目標を達成できるだけの取組が透明性をもって行なわれる制度的な保証がない」という表現があるが、経団連の自主行動計画は第三者委員会によって十分に透明性をもって実施されており、このような一般論としての表現はさけるべきと考える。

さらに、経団連は「会員企業の3年間の環境報告書作成倍増」など様々な自主的な取組みの拡大に取り組んでおり、こういう方策が事業者にも納得がいく方向で、さらなる公平性が保たれることになるので、「公平性が確保されない」という否定的な表現より、「公平性を確保する努力がされている」と訂正していただきたい。

●（6頁：25行目～）

温暖化対策を行う上で、国民の意識を向上させ、国民的運動を盛り上げていくことは第1約束期間に対する約束の遵守のためのみならず、永久に必要なことである。「普及啓発等については、政府においては、更に強化して取り組むべき課題である」という表現ではなく、「教育及び普及啓発は、政府にとって最重要の課題であり、真っ先に実施すべき課題である」という表現位に訂正すべきと考える。

●（7頁：31行目以降）

「さらに、日本企業の国際競争力を低下させる可能性が高い」ことを追記すべきである。

●（8頁：5行目以降）

国内排出量取引制度が成立するためには、「企業への排出枠の設定」が前提であると考えてるので、排出量取引制度の前提条件を明確にすべきであり、追記していただきたい。

●（8頁：「京都メカニズム」に対して）

京都メカニズムは、日本にとって優良な資産である省エネ技術等を世界的に活用してもらう絶好の機会であり、中国等で実施すれば全世界的な見地からも本質的な温暖化対策となるものであり、柔軟かつ積極的に活用すべき意見があることを併記すべきである。

●（9頁：5行目～）

1. 「公平性の観点」において、「税は温室効果ガスを排出する「全ての」主体に対して広く排出量に応じた負担を求め得る」という表現があるが、税の方式により転嫁の可能性の問題など、弱者に負担のしわよせがくる可能性が高く、「公平性が優れている」という表現は妥当ではなく、削減すべきである。

また「米国、アジア企業など税が課されない国の企業との国際競争にさらされている企業にとっては、競争上、公平ではないとの指摘がある」ことを追記していただきたい。

2. 「効率性の観点」において、「温暖化対策税は、京都メカニズムに比較して確実性もなく、費用対効果は極めて悪い」指摘があることを追記すべきである。

3. 「確実性の観点」において、「税は、他の手法と比較して、より確実性が高い効果を見込むことができる施策ということが出来る」という表現があるが、検討が不十分であり、疑問がある。計量経済モデルによるシミュレーションしか根拠にしておらず、「課税」という国民、企業にとって最重要事項を決定することの根拠にするには、余りにも不十分といわざるをえず、削除すべきである。

●（9頁：21行目～）

「温暖化対策税制は、この3つの視点に照らして、検討すべき有力な追加的施策の一つである」という表現は上記の観点からみて削除すべきである。国としては、まず「国民的な温暖化対策運動を徹底化」することが最重要であり、いまだ不十分なことは明白である。

●（10頁：20行目以降）

「特に二酸化炭素排出量の増加している民生・運輸部門について、税率がかなり高くないと価格インセンティブ効果は働かず、高くすると経済に与える悪影響が大きいというジレンマが指摘されている」ことを追記すべきである。

●（11頁：14行目）

「温暖化対策税の価格インセンティブ効果は、経済モデルの分析結果からも明らかとなっている。」という表現があるが、このモデルの前提データは2003年度までであり、そのモデルの経済構造で2010年のシミュレーションを行うことに疑問がある。すなわち、最近の経済構造の変化は著しいものがあり、2010年までには更なる変化が予想されるのに、現在の経済構造を前提としたモデルのシミュレーション結果を金科玉条のようにあつかうべきではないと考える。したがって、「明らかとなっている。」は、「ある経済モデルの計算結果で効果があった」位にとどめるべきである。

さらに、「税収の使途も決まっていないのに二酸化炭素の削減効果が計算されていることは税ありきの試算であるとの指摘があった」との追記すべきである。

●（12頁全般）

欧州各国の税制内容（他税制との関係、税収の使途、国際競争力に配慮した減免措置など）に対する記載がなく、「評価」のみをふれるのは片手落ちで、内容に関する記載が必要である。

●（13頁：13行目）

「石油危機の時に資金が海外に流出した場合と比較して」という表現があるが、なぜそのような時と比較するのかという合理性がない。はっきり「経済に対する悪影響がある」と書くべきである。

●（14頁：3行目）

「エネルギーコストの上昇は、これらの要因の中で大きな比率を占めるとは考えにくい」は根拠がなく、削除すべきである。

●（14頁：6行目）

「輸出入の割合が低い業種もある」という書き方は意味がないので、削除すべきである。

●（14頁：28行目）

「我が国においてエネルギーに課される税金は米国と比べると高い」ならば、国際競争力に重大な影響を与えていることが事実なので、30行目の「エネルギー関係諸税は高いとはいえない」という記述は意味がないので、削除すべきである。

●（15頁：6行目）

「その税収は所得税減税に用いると想定」とあるが、減税されない可能性がある以上、「減税されない場合」の数値も明確にしておくべきで、この表現は温暖化対策税の真の影響を表しているとはいえず、片手落ちである。

●（17頁：15行目）

「いかなる根拠で3400円を一つの目安とするのか疑問であるとの指摘がある」を追記すべきと考える。

●（19頁：6行目～）

既存税との調整は、考え方を表明されるべきであり、「仮に新たな財源が必要となったとしても、昨年度導入された石油石炭税を始めとした既存のエネルギー関連諸税の見直し・調整により捻出することに尽力すべきであるとの意見があった」といことを記載すべきである。

●（22頁：13行目以降）

追加として、「なお産業界他からは、税収の使途も固まっていない環境税の必要性、有効性について疑問が出されるとともに、国際競争力への悪影響の懸念から強く反対しており、導入の是非をめぐっては今後更なる検討が必要である」ことを記載すべきと考える。

以上